

サンガへの遺言の書としての『涅槃経』と結集

森 章司

はじめに

[1] 原始仏教聖典の『大般涅槃経』（以下『涅槃経』という）は、王舎城の靈鷲山において不退法を説くところから始まり、その後ヴェーサーリーまで行かれて、その近郊の竹林村で雨安居を過ごされ、さらにその後クシナーラーまで遊行されて、その地において入滅されるまでの釈尊の最晩年の様子を描いた経典である。

この遊行を例えば故中村元博士は「現代の凡俗の徒が聖者の心事を忖度することはできないが」と断られた上で、「ゴータマ・ブッダは生まれ故郷に帰って死にたいと考えたのではなかろうか」とされている⁽¹⁾。もしそうなら釈尊がクシナーラーで亡くなられたのは本意ではないということになり、ヴェーサーリーで3ヵ月後に涅槃をすると宣言された時には、カピラヴァットゥまで足を伸ばされるおつもりであったということになる。

しかし経自身はそのように考えていないことは、阿難がクシナーラーのような小さな村で般涅槃されるのではなく、例えばチャンパーや王舎城・舎衛城などのような大都会で般涅槃されたらどうかと進言した時、釈尊は大善見王とその都であったクサーヴァティーの因縁を長々と語られて、クシナーラーこそ般涅槃にふさわしいと説かれたという記述で明らかである。

しかしこれはあくまでも説話的な理解であって、学問的にはもっと現実的に解釈する必要があるというようなことから、おそらく一般には中村博士のような見解が受け入れられているのであろう。

しかしながら経典解釈としては、やはり「聖者の心事を忖度すること」は避けるべきで、聖典の記述にしたがって解釈すべきであろう。すなわち釈尊は3ヵ月後に入滅するという自覚のもとにクシナーラーまでの道を歩まれ、その間に数多くの教えを説かれたのである。そのような姿勢で『涅槃経』を読んでみると、ここに説かれている教えは、自分なき後のサンガに対する遺言であるということがイメージされてくる。ここでことさらに「遺言」ということばを使うのは、例えば「諸行は滅するものである。怠りなく勤めよ」

などは普遍的な教えであって、単に釈尊が死に臨んでの最後の説法、最後に言い残すことばというにすぎないが、ここには自分の「死後に」、「サンガ」が繁栄し、法が存続するために、仏弟子たちにどのようなことをやってもらいたいかということばが残されていると考えるからである。

なおここで「サンガ」というのは筆者のいう「釈尊のサンガ」のことであるが、これには「仏弟子を上首とするサンガ」と「仏を上首とするサンガ」が含まれるのであるから、これらを総称していると言ってよい。ただしここではこの細かな解説をする紙幅が許されていないので、下記の拙稿をご参照願えれば幸いである。なおこれらはすべてホームページ「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」(<http://www.sakya-muni.jp/>)にアップされている。

「釈尊のサンガは存在したか——『現前サンガと四方サンガ』序説」(『福田亮成先生古稀記念 密教理趣の宇宙』智山勧学会事務局 2007年3月)

「『現前サンガ』と『四方サンガ』」(『東洋学論叢』第32号 東洋大学文学部 2007年3月)

「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」(『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第13号 中央学術研究所 2008年3月)

「『釈尊のサンガ』論」(同上)

「遊行と僧院の建設とサンガの形成」(『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』第14号 中央学術研究所 2009年5月)

(1) 『ゴータマ・ブッダⅡ』(中村元選集 [決定版] 第12巻 春秋社 1992年5月) p. 23

[2] なお今さら記す必要もないであろうが、『涅槃経』には次のようなテキストが存する。ここでは紙幅の関係から主にパーリを用い、その他については特記する必要を認める場合にのみふれることにするが、その際には以下のような略称を用いることにする。

Mahāparinibbāna-suttanta (*Dīgha Nikāya 16*; PTS 版 vol. II p. 72~):
略称「パーリ」

Mahāparinirvāṇasūtra (Ernst Waldschidt; Rinsen Book Co. 1986): 略称「サンスクリット」(なおこれについては中村元著『遊行経』上・下 大蔵出版 1984年9月、1985年2月に収録されている和訳を参照させ

ていただいた)

失訳「般泥洹經」(大正1 p.176上～): 略称「失訳」

白法祖訳「仏般泥洹經」(大正1 p.160中～): 略称「白法祖」

「遊行經」(仏陀耶舎共竺仏念訳「長阿含經2」大正1 p.11上～):
略称「遊行」

法顯訳「大般涅槃經」(大正1 p.191中～): 略称「法顯」

義浄訳「根本説一切有部毘奈耶雜事」卷35～39(大正24 p.382中～):
略称「雜事」

なお引用に際しては原則として引用文の後に括弧して、書名や巻数などは省略してページ数のみを記した。

【1】『涅槃經』が遺言の書である証拠

[0] まず筆者が『涅槃經』がサンガへの遺言の書であると考えた所以を記すことから始めよう。

[1]『涅槃經』では、釈尊がヴェーサーリーに到着されて雨安居に入ろうとした時、折悪しく飢饉であったので、釈尊は比丘たちにあなたたちはヴェーサーリーの全域で、友人を頼り知人を頼って雨安居に入れ、と解散させたとしている。そして釈尊は阿難と2人で、ヴェーサーリー近郊の竹林村で雨安居に入られたが、その時重い病気にかかられた。その時のことがその第1の証拠である。

[1-1]「パーリ」ではこの時釈尊は、

私が侍者たちに話さないで、比丘サンガに注意しないで、涅槃するのはふさわしくない。(p.99)

と考えられて寿命のもとを留められたとしている。

この部分を他の『涅槃經』は次のように表現する。なお「法顯」は重閣講堂に住して、チャーパーラ・チェーティヤに行くところから始まり、竹林村での病気のシーンはないからこの記述はない。

「サンスクリット」: 比丘サンガが散り散りになっている時に (prakrānte bhikṣusamghe) 私が涅槃することはふさわしくない。(p.192、『遊行經』p.285)

「失記」：仏念痛甚而弟子皆不在。当須衆來乃取泥洹。(p.180上)

「白法祖」：仏自念。諸比丘皆去、我独般泥洹不事無教戒。(p.164下)

「遊行」：仏自念言。我今疾生拳身痛甚、而諸弟子悉皆不在。若取涅槃則非我宜。(p.15上)

「雜事」：作如是念。我身有疾不久遷謝。然諸苾芻散在余處。我今不應離諸大衆而般涅槃。(p.387上)

このように「パーリ」以外の『涅槃經』は、釈尊が寿命を留められた理由を、単にたまたまそこに比丘サンガがいなかったからとしているように見える。

しかし「パーリ」はただ比丘サンガがそこにいなかったというのみではなく、「侍者たちに話さないで (*upaṭṭhāke anāmantetvā*)」「比丘サンガに注意しないで (*bhikkhusaṃghaṃ anapaloketvā*)」とされている。「*āmanteti*」あるいは「*apaloketi*」ということばは、Rys Davids と Stede の『パーリ語辞書』では、それぞれ to call, address, speak to, invite, consult という訳語と、to look ahead, to look before, to be cautious という訳語がつけられており、単に「告げる」「知らせる」という以上の重い意味が含まれていると解釈すべきであろう。「白法祖」の「不事無教戒」という文章は、「教戒なきをもちいず」とでも読むのであろうが、まさしくパーリの文章は、「白法祖」のように「教戒」という意味にとるべきであろう。サンガがそこにいないから涅槃するにふさわしくないというのは、弟子たちに教戒しないで涅槃するのはよくないということの意味するのである。

[1-2] それを裏付けるのはその後の阿難の言葉である。「パーリ」ではこれを

世尊は比丘サンガについて何かを指導されない間は入滅されることがないであろう (*na tāva bhagavā parinibbāyissati na yāva bhagavā bhikkhu-saṃghaṃ ārabha kiñcid udāharati*) との安心感が生じました (*ahosi kācid eva assāsamattā*)。(p.99)

としている。「*udāharati*」は *ud-ā-hr* であって、「指導する、導く」というような意味合いになるであろう。しかしこれに対して釈尊は、

比丘サンガは私に何を期待するのか。内外に隔てなく法 (*dhamma*) を説いてきた。今や如来には (*tathāgatassa kho*)「比丘サンガを指導しよう (*ahaṃ bhikkhu-saṃghaṃ pariharissāmi*)」とか、「比丘サンガは私の所管である (*mam' uddesiko bhikkhu-saṃgho*)」という考えはない。私は内外の隔てなく法を説いた。私には法に対する師の拳はない。(p.100)

と語られたとするから、むしろ釈尊自身はサンガに教戒することを拒否しているようにも見える。

厳密を期するために、他の『涅槃經』の釈尊のことばを紹介する。

「サンスクリット」：もはやアーナンダよ (mama khalv ānanda naivaṃ bhavati)、私は比丘サンガは私のものであるとか (mamāsti bhikṣusaṃghaḥ)、私は比丘サンガを導くであろう (ahaṃ bhikṣusaṃghaṃ parihariṣyāmi) とは 考えない。(以下欠) (p.196, 『遊行經』 p.286)

「失訳」：仏報阿難。仏豈与衆相違遠乎。吾亦恒在比丘衆中、所当施為教誡以具前後所說。皆在衆所但当精進案經行之。……阿難、我所說法中外備悉。仏為法師、無所遺忘。所当施行自足可知。(p.180上)

「白法祖」：仏告阿難。我已有經戒。若曹但當案經奉奉行之。我亦在比丘僧中。比丘僧皆已知仏所教勅。事師法皆以付諸弟子。弟子但當持行熟學。……我般泥洹以後無得棄是經戒。転相承用、自思中外、端心正行、當持戒法、中外令如常。(p.164下)

「遊行」：仏告阿難。衆僧於我有所須耶。若有自言我持衆僧我撰衆僧。斯人於衆應有教命如来不言我持於衆我撰於衆。豈當於衆有教令乎。阿難。我所說法内外已訖。終不自稱所見通達。(p.15上)

「雜事」：仏告阿難陀。汝作是意。謂我教導諸苾芻故不涅槃者無有是處。何以故。豈可我今更欲示諸苾芻希有之法。阿難陀。我所應說皆已說竟、悉令解了内外諸法。所謂四念住四正勤四神足五根五力七覺分八聖道。阿難陀。諸仏如来常以此法分明為說、無有秘悞覆藏之心。(p.387上)

このように阿難は釈尊の教戒を期待するのであるが、世尊はすでに法は説いたのであるから、今さら教戒すべき何もものもないという態度をとられているように見える。ということになれば、端的に言えば釈尊は遺言をする気持ちになかったということになる。

しかながらこれはおそらくすでに入滅の覚悟をされた釈尊が、この期に及んでもなおサンガが自分に期待をよせることを危惧され、そこでそれを戒めたことばとして理解すべきであろう。「パーリ」や「サンスクリット」の「もはやアーナンダよ、私は比丘サンガは私のものであるとか、私は比丘サンガを導くであろうとは考えない」という文章中の「もはや (kho, khalu)」がこれを語っているのである。釈尊在世中は、明らかに釈尊が「釈尊のサンガ」を指導されてきたのであり、「釈尊のサンガ」は明らかに釈尊の管轄にあったことは明白で、だからこそ続けて、「だからアーナンダよ、今や自己を島

とし、自己を依り処とし、他を依り処とせず、法を鳥とし、法を依り処として、他を依り処とせずに住しなさい」⁽¹⁾ ということばが続くのである。「サンスクリット」では「今や私の死後には (tarhi mama atyayād) 自己を鳥とし、……」とされている。釈尊がサンガを指導し、サンガが釈尊の管轄下にあったことは、先に紹介した筆者のいくつかの論文を参照していただければ納得していただけるものと確信する。

(1) 「パーリ」p.100、「サンスクリット」p.200、「遊行」p.15中、「雑事」p.387中。「失訳」と「白法祖」のこの部分には、これにびたりと相応することばはない。

[1-3] そしてもし釈尊がほんとうに、これ以上にサンガに教戒する必要性を認めておられなかったとするならば、ヴェーサーリーにおいて比丘サンガに別れを告げられて、その場で入滅すればよかったのであって、さらに3ヵ月の生命を留められる理由はないと言わなければならないであろう。まさしく釈尊は自分の死後のサンガが自分に頼らず、法に基づいて独力でサンガを運営して行くために、教戒しておかなければならないと考えられたからこそ生命を留められたのであり、後に【2】の[5]で述べるように、クシナーラーにおいては、まさにもはやその必要がないと認められたからこそ入滅されたのである。

[2] 次に経典が、釈尊の死は老齢ないしは病気による自然死であったとは考えず、この世に生まれてきた役割を果たされた後の自覚的な死であり、したがってこの経に描かれていることは、般涅槃する前に最後にやっておかなければならない遺教であったというのが第2の証拠である。

すべての『涅槃経』に共通することであるが、釈尊が寿命を捨てられたのは、次のような理由であった。

釈尊と阿難は雨安居を過ごしてから、ヴェーサーリーに乞食に入れ、チャーパーラ・チェーティヤにおいて昼日住 (divā-vihāra) を過ごされた。そのとき釈尊は阿難に、四神足を修した者は望むならば寿命の限り、あるいはそれ以上留まることができる (kappaṃ vā tiṭṭheyya kappāvesaṃ vā) と暗示されたが、阿難はそれに気がつかなかった。そこへ悪魔が現れて次のように語った。「世尊よ、今こそ入滅してください。世尊が成道された時にも涅槃を勧めましたが、そのときには世尊は、自分の弟子たちが聡明となり、法を保ち、実践して、異論を道理に

よってよく破り、解脱に資する法を説くことができるようにならないかぎり入滅しない、と言われました。しかし今や世尊の弟子たちはそのようになっています。今こそ入滅される時です」と。このように言われて世尊は悪魔に、「心配するな。これから3ヵ月後に入滅するつもりだ」と答えられた⁽¹⁾。

このように世尊は寿命のとおり、あるいはそれ以上に生命を伸ばすことが可能であったにもかかわらず入滅を決心されたのは、入滅する条件がその時点においてほぼ満足していたからであるということがわかる。阿難が留命を請わなかったからという理由の方がわかりやすいが、これは後の五百結集の開催の理由がスバダの暴言とされるのと同様、説話的に粉飾されていると理解すべきであろう。

(1) 「パーリ」pp.102~106。「サンスクリット」p.202、『遊行経』p.298、「失訳」p.180中、「白法祖」p.165上、「遊行」p.15中、「法顕」p.191中、「雜事」p.387下。

[3] しかしながら『涅槃経』は靈鷲山から始まる。ところが寿命を捨てる決心をされたのは、そこからヴェーサーリーに移られ、雨安居を過ごされた後のことであって、したがって靈鷲山での不退法の教えは、釈尊が寿命を捨てる決心をされる前のことであるから、この経は入滅を前提とした遺言ではないということになるかもしれない。そこで次にこのことを考えてみよう。

[3-1] 「パーリ」によれば、チャーパーラ・チェーティヤにおいて釈尊が寿命を捨てられた後に、遅ればせながら阿難が寿命を留められるように請うた時、釈尊は阿難に、

以前に王舎城の靈鷲山に住していた時に、王舎城は楽しい、靈鷲山は楽しい、誰であっても四神足を修した者は、望むならば寿命の限り、あるいはそれ以上留まることができる、と言った。しかるに阿難よ、そなたは私にそのことを請わなかった。それはあなたの過失である。(p.115)と説かれたとされている。そして続けてニグローダ樹の下でも、チョーラ崖においても、ヴェーバーラ山腹の七葉窟においても、イシギリ山腹のカーラ岩においても、……ヴェーサーリーのウデーナ・チェーティヤにおいても、……そして今日 (ajja) チャーパーラ・チェーティヤにおいてもと繰り返しているから、その暗示はすでに靈鷲山においてもなされていたのである。

このように「パーリ」では入滅の暗示は、すでに王舎城の靈鷲山にいた時

になされていたことになっているのであるが、他の『涅槃經』にはそのような認識はなかったようである。しかし「法顕」は他の『涅槃經』が靈鷲山において説かれたことになっている離車族に対する七不退法は、釈尊が3ヵ月後に入滅すると宣言された後の離車族たちのための「如来の最後の所説」（大正1 p.193下）とされているから、その後が続く比丘サンガへの不退法はまさしく遺言になっているわけである。

〔3-2〕 また状況証拠として、比丘サンガに対する不退法は、「これらの不退法が比丘たちの間に存するかぎり、また比丘たちがこの不退法を守っていることが見られる間は、比丘たちに繁栄が期待され、衰亡はないであろう」（p.77～）とされるのであるから、ここには「自分の死後には自分は指導できないのであるからこうせよ。そうすれば法は栄え、衰えることはないであろう」というニュアンスを読み取ることができる。これはまさしく遺言であると認めなければならないであろう⁽¹⁾。

(1)他の『涅槃經』については、ページのみを掲げておく。「サンスクリット」p.120、『遊行經』p.116、「失訳」p.176中、「白法祖」p.161上、「遊行」p.11中、p.11下、「法顕」p.194上、「雜事」p.383中。

【2】 遺言の内容

〔0〕 以上のように『涅槃經』に残された釈尊の教えは入滅を覚悟した上での釈尊の遺言、特にサンガへの遺言の書という性格が強くと理解することができる。そこで次にはその遺言とはどのようなものであったかということを考えてみよう。

〔1〕 まず第1の遺言は、言うまでもなく靈鷲山での比丘サンガ（bhikkhusamgha）に対する不退法である。この不退法にはいくつかの七不退法とこれに加えての六不退法がある。特にその最初は、ヴァヅジ族が滅びないための教えと関連して説かれたものであり、これこそがまさしく不退法というべきものであり、サンガへの遺言としてふさわしいものである。いずれの『涅槃經』においても内容は大差はないので、ここでは「パーリ」（p.76）のみを引用しておく。

(1) 比丘たちがしばしば集まり、多くの集会を持つかぎり、比丘た

ちには繁栄のみが期待され、衰退はない。

- (2) 比丘たちが和合して集まり、和合して立ち上がり、和合してサンガのなすべきことをなすかぎり、比丘たちには……。
- (3) 比丘たちが未だ制定されていないことを制定せず、すでに制定されたことを破棄せず、制定されたとおりに学処を受け継ぎ、実践するかぎり、比丘たちには……。
- (4) 比丘たちが経験豊かな、出家して久しい長老であり、サンガの父であり、サンガの指導者である比丘たちを尊敬し、敬愛し、供養し、彼らの言を聞くべきものとするかぎり、比丘たちには……。
- (5) 比丘たちが生起している再有をもたらず渴愛によって支配されないかぎり、比丘たちには……。
- (6) 比丘たちが阿蘭若の坐所を望む者となるかぎり、比丘たちには……。
- (7) 比丘たちが各自に「未だ来ていないよき同行者たちが来るように、すでに来ていないよき同行者たちが快適に住することができるように」と念を確立するかぎり、比丘たちには……。

このうち (3) は、後に述べる結集と関係するが、「パーリ」と一致するのは「サンスクリット」のみであって⁽¹⁾、他は必ずしも相応しない。

(1) p.120、『遊行経』 p.115

[2] 第2の遺言は、竹林村での阿難に対する「(自分の死後には世尊をあてにしないで) 自己を抛り所とし、法を抛り所とせよ」の説法であり、すでに【1】の [1-2] でふれたから省略する。

[3] 第3の遺言は、ボーガ市での四大教法 (*cattāro mahāpadesā*) である。これは、もし、①直接に世尊から、②ある住処の長老がい、上首がいるサンガから、③ある住処の博識で聖典に通じ法を保ち律を保ち論母を保っている (*mātikā-dharā*) 多くの長老比丘から、④ある住処の博識で聖典に通じ法を保ち律を保ち論母を保っている 1人の長老比丘から、「これが法であり (*ayaṃ dhammo*)、これが律であり (*ayaṃ vinayo*)、これが師の教えである (*idaṃ satthu sāsanaṃ*)」と聞いても、それらの文句をよく学び、経に引き合わせ (*sutte otāretabbāni*)、律に照らし合わせてみるべきであり (*vinaya sandassetabbāni*)、もしそれらが経に引き合わせ、律に照らし合わせてみて、

経に合致せず、律にも一致しないならば、これは世尊の言葉でないとして捨てるべきであり、もしそれが経に合致し、律に一致するならば確かにこれは世尊の言葉である (**bhagavato vacanam**) と理解しなさい、という教えである。(p.123)

これは他のすべてのテキストにもあり、内容もよく一致する⁽¹⁾。そのうち「失訳」は「我滅度後」(p.182中)とし、「白法祖」は「我般泥洹後」(p.167上)とし、法顕は「設我在世及般涅槃」(p.196上)とするように、これは明らかに釈尊の死後に、仏弟子たちが本当にそれが釈尊の教えであるのかどうかを釈尊自身に確認しようとしてもできなくなった時のことを予想しているのである。そしてそのような時には、「経に引き合わせ、律に照らし合わせる」ことを求めているのであるから、まさしく自分の死後における自分の教えの結集を要請していると理解することができる。

(1) 「サンスクリット」p.238、『遊行経』p.385、「遊行」p.17中、「雑事」p.389中。他は以下の文章を参照されたい。

[4] 第4の遺言と第5の遺言には複数の内容が含まれ、「パーリ」では両者ともクシナーラーの沙羅双樹の間を舞台とする異なった場面として説かれているが、しかし他のテキストとは相違が見られる。

[4-1] 「パーリ」では第4の遺言は、阿難の質問に答えられたものである。これを要約すると、次の3つとなる。

- (1) これまでは各地において雨安居を終えた比丘たちが如来に会うためにやってきたが、世尊がお亡くなりになると、尊敬すべき比丘たちに会えなくなるというのに対して、「4つの場所（誕生・成道・初転法輪・入涅槃）を巡礼しなさい」と説かれた。
- (2) 女性に対してどうすべきかという質問に、「見ない、話しかけない、念を確立させなさい」と説かれた。
- (3) 「ご遺体をどうすべきでしょうか」という質問に、「あなたたちは遺体の供養に係わらないでいなさい」と教えられ、「ご遺体をどうすればよろしいでしょうか」という質問に、「転輪王の遺体と同じようにしなさい」と答えられ、そして塔を建てるに値する人として、如来・独覚・如来の弟子・転輪王」があると説かれた。(p.140)

[4-2] 「パーリ」では第5の遺言は、同じく沙羅双樹の間で、世尊のほうから阿難に語りかけられた教えである。それを要約すると次の4項となる。

- (1) あなたたちは、もはや師のことばはない (**atīta-satthukam pāvacaṇam**)、われわれの師はいない (**n' atthi no satthā**) と考えるかもしれない。しかしそうではない。私が説き制定した法と律が、私亡き後のあなたたちの師である (**mayā dhammo va vinayo ca desito paññatto, so vo mam' accayā satthā**)。
- (2) 現在は比丘たちが互いに「友よ (**āvuso**)」と呼びかけているが、私亡き後はそのように呼んではならない。若い比丘には名とか姓によって、あるいは「友よ」と呼んでよいが、長老比丘には「尊者よ」(**bhante**) とか「具寿よ」(**āyasmā**) と呼びなさい。
- (3) サンガはもし望むならば、私が亡きあと小小戒 (**khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni**) は廃止してよい。
- (4) チャンナ比丘には私亡き後、梵壇 (**brahma-daṇḍa**) をなしてもよい。

(p.154)

[4-3] 「パーリ」の以上の遺言は、他の諸本ではその説処に異なりがあり、また項目にも出入りがあるので、それを簡単に示しておく。テキスト名を掲げなかったものは当該の遺言がないことを示す。なお「サンスクリット」などには、異教徒の出家・具足戒の処置法などが遺言のように説かれたことになっているが⁽¹⁾、これらは省略する。

4つの場所を巡礼せよ

「サンスクリット」：沙羅双樹 (p.388、『遊行経』 p.667)

「失訳」：沙羅双樹 (p.678)

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.199下)

「雑事」：娑羅双樹 (p.399上)

女性との接し方

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.199下)

葬儀の仕方

「サンスクリット」：沙羅双樹 (p.358、『遊行経』 p.612)

「失訳」：沙羅双樹 (p.186下)

「白法祖」：塩河沙 (p.169下)⁽²⁾

「遊行」：拘孫 (カクッター) 河 (p.20上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.199下)

「雑事」：娑羅双樹 (p.394下)

法と律が師

「サンスクリット」：沙羅双樹 (p.386、『遊行経』 p.664)

「白法祖」：塩河沙 (p.172中)

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.204中)

「雑事」：娑羅双樹 (p.398下)

姓と名で呼ぶな

「サンスクリット」：沙羅双樹 (p.386、『遊行経』 p.664)

「白法祖」：塩河沙 (p.172中) (3)

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.204下)

「雑事」：娑羅双樹 (p.398下)

小小戒は捨ててよい

「サンスクリット」：沙羅双樹 (p.386、『遊行経』 p.664)

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.204下) (4)

チャンナに梵壇

「サンスクリット」：ヒラニヤヴァティー河 (p.284、『遊行経』 p.496)

「失訳」：熙連河 (p.184中)

「白法祖」：醯連溪水辺 (p.168下)

「遊行」：双樹 (p.26上)

「法顕」：娑羅双樹 (p.204下)

「雑事」：金 (カクッター) 河 (p.391下)

(1) 「サンスクリット」 p.382、『遊行経』 p.646、「失訳」 p.188上、「白法祖」 p.172中、「法顕」 p.204中、「雑事」 p.398下。

(2) 明記されていないが沙羅双樹の間であろう。

(3) 耆年比丘と後進比丘の関係を述べたものであり、内容は必ずしも一致しない。

(4) 他の細過を求めるなという内容であるが参考のために掲げた。

[5] 「諸行は滅するものである。怠ることなく勤めなさい」というのが、
釈尊最後の教え (**tathāgatassa pacchimā vācā**) であるが⁽¹⁾、『涅槃経』には

その直前に次のようなシーンが記されている。釈尊が「比丘たちよ、仏について、あるいは法について、あるいはサンガについて、あるいは道について (magge)、あるいは行道について (paṭipadāya)、疑惑や疑問が1人の比丘にもあるならば問いなさい」と3度も繰り返されたが、比丘らは沈黙していた。そこで阿難が疑惑や疑問を抱く者はただの1人もいないのだという、釈尊は「あなたは信仰 (pasāda) から言うのであるが、如来はこの比丘サンガにおいて、これらに対する疑惑・疑問がある比丘は1人もいないという智 (ñāṇa) がある。なぜならこの500人からなる比丘の最後の比丘でさえ、預流者であるからである」と説かれた⁽²⁾、というのである。

先に筆者は、この時点から3ヵ月前に、釈尊はなすべきことのほとんどすべてをなし終わったので、入滅する決心をされたのであるが、しかし遺言しておかなければならないことがあって、そこでしばらくのあいだ寿命を留められたと記した。それが『涅槃經』の内容なのであるが、比丘サンガに言い残すべきことをすでに説き終わり、比丘たちには一点の疑問もなくなったことが判明したので、ここにおいてついに寿命を捨てられたということになるのである。

- (1) 「サンスクリット」 p.394、『遊行經』 p.672、「失訳」 p.188中、「遊行」 p.26中、「法顯」 p.204下、「雜事」 p.399中。
- (2) 「サンスクリット」 p.390、『遊行經』 p.670、「失訳」 p.188中、「遊行」 p.26中、「白法祖」 p.172下、「法顯」 p.204下、「雜事」 p.399上。

[3] 遺言にもとづいて催された五百結集

[0] 釈尊の入滅された年の雨期に500人の主立った仏弟子たちが集まって結集が行われたことは、律蔵の「五百犍度」に記されている。結集は因縁譚によると、スバツダという愚癡なる比丘の暴言を契機として催されたという風に読めるが、先にも述べたように、これはわかりやすいように説話的に粉飾されたものであろう。『涅槃經』はサンガへの遺言の書であったのであるから、結集は『涅槃經』に記されている釈尊の遺言にしたがって催されたのである。

[1] もちろん「結集」の目的は釈尊が説かれた「法」と「律」を集め、それを「釈尊のサンガ」として羯磨を行って、これこそが「經に引き合わせ、

律に照らし合わせる」ための釈尊の「法（経）」と「律」であるとオーソライズすることであるが、ここにはその他の記事も記されているので、これを整理してみよう。

[1-1] 『パーリ律』の「五百韃度」に書かれている内容を列挙してみると、次のようになる。

律（vinaya）の結集

法（dhamma）の結集（五部経）

世尊の遺言にしたがって、小小戒の処置

阿難の罪（突吉羅 dukkata）の告発

小小戒を尋ねなかったこと

世尊の雨浴衣を踏んで縫ったこと

女人に先に舍利を礼拝させ、舍利を涙で濡らしたこと

1 劫住したまえと頼まなかったこと

女人を出家させたこと

プラーナとの対話

チャンナ比丘に対する梵壇

もちろん以上は、プラーナとの対話を除いて、王舎城において結集を行うことを決定したところからはじまりチャンナの梵壇に至るまで、すべてサンガの羯磨としてなされた。プラーナとの対話は、法と律の結集に直接係わることであるから記されたものであろう。

[1-2] しかし「律蔵」によって内容に多少の出入りがあるので、これをまとめると次のようになる。

パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	雜事
律の結集	○	○	○	○	○
法の結集	○	○	○	○	○
小小戒の処置	○	○	○	○	
阿難の罪の告発	○	○	○	○	○
プラーナとの対話	○	○			
チャンナ比丘に対する梵壇		○			

[3] ところで前節に記した『涅槃經』に記されている遺言を、「パーリ」に基づいてまとめてみると次のようになる。

第1の遺言 繁栄が期待される不退法

第2の遺言 自己を鳥とし、依り処とし、法を鳥とし、法を依り処とせよ。

第3の遺言 經に引き合わせ、律に照らし合わせよ（四大教法）。

第4の遺言 (1) 4霊場を巡礼せよ

(2) 女性との接し方

(3) 葬儀の仕方

第5の遺言 (1) 法と律が師

(2) 姓と名で呼ぶな

(3) 小小戒は捨ててよい

(4) チャンナに梵壇をなせ

このうち、太字で記した第3の遺言と第5の遺言のうちの(1)は、まさしく法と律の結集として五百結集において実行された。また第5の遺言のうちの(3)は「雑事」を除くすべての律蔵において記されており、(4)は『パーリ律』と『五分律』にしか記されていないが、これも結集行事の一環としてなされている。また(3)については、「未だ制定されていないことを制定せず、すでに制定されたことを破棄しない」ということに決したわけであるから、これは「パーリ」と「サンスクリット」では七不退法の第3に掲げられており、釈尊の遺言どおりに決したということになる。

以上のように結集は『涅槃經』に記された釈尊の遺言をもとに開催されたということが明らかであろう。もちろんその他の遺言もサンガに対する遺言であるが、それは羯磨として行われるべきものではないから、五百結集においては取り上げられなかったのである。

まとめ

以上、釈尊のサンガへの遺言の書としての『涅槃經』の内容と、これに基づいてなされた五百結集について考察した。以上を簡単にまとめると次のようになる。

釈尊在世中の「釈尊のサンガ」は釈尊が日々に説かれる「法」や、日々に

制定されたり改廃される「律の規定」に基づいて運営されていた。サンガに起きた問題で、自分たちで解決できない場合は、釈尊に伺いを立て、その指示のどおりに処理された。

しかしながら釈尊は死期の近いことを知られて、そこで自分の死後にサンガがなすべきことを遺言しておこうと考えられた。その中心は自分亡き後は「自己を依り処とし、法を依り処とせよ」ということと、「私の説いた法と律があなたたちの師であり」、単純に人の言うことを信じないで「経に引き合わせ、律に照らし合わせるべきである」ということであったといえるであろう。

そこで残された主な仏弟子たちは釈尊の遺言どおり、「経（法）」と「律」を結集し、これ以降もサンガの中に問題が起き、「経に引き合わせ、律に照らし合わせる」必要が生じた時には、結集を行ってそれを解決することになった。したがって第2結集、第3結集なども先の釈尊の遺言にもとづいて行われたものといえることができる。

要するに釈尊の滅後は、釈尊の残された「経（法）」と「律」がサンガの師となり、問題が起こった時には「経に引き合わせ、律に照らし合わせ」て解決したのであり、サンガは「自己を依り処とし、法を依り処として」運営されることになったのであって、ここにおいて「釈尊のサンガ」は釈尊の直接的な指導や管轄を離れて、仏の教えとしての「経」と「律」を依り処として自主的に運営される「仏教のサンガ」となったといえるであろう。

(2011. 11. 25)